

2011.02.21

アメリカ法務最新事情1 –FCPA（外国公務員汚職  
防止法）の日本の会社を含めた積極適用  
（アメリカ編～Vol.7）

アメリカの当事者とのビジネスをするに当たっての注意点を6回にわたってお届けしました。今後は、時に他の国の情報もお伝えしながら、時々アメリカの法務の最新情報をお伝えしようと思います。

今回、お伝えする Foreign Corrupt Practices Act（FCPA）は新しい法律ではありません。1977年に制定されましたが、1998年 OECD 外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約<sup>1</sup>に加入したアメリカはFCPAを改正し<sup>2</sup>、現在では、外国会社やその従業員が米国にいく際に行った外国公務員への賄賂の支払いに対しても適用され、積極的な法適用が為されており、注意が必要となっているのです。

2008年にドイツと米国で合わせて16億ドルの罰金や課徴金を払ったシーメンス事件では、シーメンスは、米国でも上場していましたが、その子会社のシーメンスアルゼンチンは上場していなかったにもかかわらず、共謀者として訴えられています。

また、マリンホース国際カルテル事件<sup>3</sup>では、捜査中に日本の会社の従業員が外国公務員へ賄賂を供与した（ことも判明した）として、日本の会社の従業員が、米国での会議に参加した際に逮捕されるという事件も起こっています。おとり捜査で、米国に呼び寄せたともいえます。

罰金の額だけでなく、個人が逮捕、禁固されるという法執行が積極的に行われるFCPAは、ある意味、一定のバッファーが必要と考えられる発展途上国との取引においては、恐ろしいとも言える法律です。そこで、少し詳しくどんな場合が違反となるのかを見ていきましょう。

---

<sup>1</sup> OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions

<sup>2</sup> 日本でも不正競争防止法18条に同様の外国公務員への贈賄禁止規定が置かれました。ただし、実際の法適用例はこれまでのところ1件しかないようです。

<sup>3</sup> タンカーから貯蔵施設へ移すホースに関する事件で米国司法省、公取委

## 1. 処罰の対象

上述のとおり、米国の証券取引所に上場している企業や米国企業、米国籍者<sup>4</sup>、米国居住者だけでなく、外国企業や、外国人でも、米国にて通信、銀行口座を用いて贈賄行為を行うと FCPA 違反となります。また、米国企業や米国上場企業との共謀（conspiracy）だとして、米国に存しない日本の企業も対象とされることがあり得ます。

## 2. 行為の主体

行為者は会社及びその取締役、従業員、会社の代表として行為する株主、代理人（agent）です。注意すべきは、代理人（agent）で、販売代理店や、独立の販売業者やコンサルタントなどの第三者もこれに当たります。90%以上の事件がかような代理人（agent）が関与しているといわれています。すなわち会社から代理人（agent）へは手数料名目等で支払われても、その代理人（agent）が、外国公務員に賄賂を渡し、それを会社側が知っていれば、FCPA 違反となり得るのです。したがって、販売代理店や、コンサルタントを選ぶ際には、その代理人等でよいか、精査する必要があります。

## 3. 支払

支払には、現実の支払いだけでなく、支払約束や支払の申し出、価値のあるものの供与が含まれます。価値のあるものは、まさに言葉通りに解され、税の優遇、情報の提供、将来の雇用の約束、学位、値引き、旅費の負担や保険の供与などが含まれます。

## 4. 外国公務員

外国公務員には、外国政府や国際機関の役人、従業員だけでなく、外国政府や国際機関の部局も含まれます。また外国公務員だけでなく、外国の政党や政党の幹部や幹部候補者も含まれます。

## 5. 賄賂の意図

外国公務員の行動や決定に影響する、外国公務員の義務に違反させる、不当に有利な立場を得る、または外国公務員が外国政府の行動に影響を及ぼさせることを意図してなされたときに賄賂の意図があるとされます。

---

<sup>4</sup> 米国籍者を米国外で雇っていた場合、同人が贈賄行為に関与すれば、雇い主も共謀者として FCPA 違反となり得ます。

## 6. ビジネスのため

賄賂の目的だけでなく、直接のビジネスを獲得したり、不当に有利な立場を得ることを目的として支払いがなされていることが要件とされています。ただし、米国政府はこれを非常に緩やかに解しているため、契約の更新を得る場合であるなどの場合以外はこの目的があるものと解されると考えなければなりません。

## 7. 例外

例外として、(1) スピードアップや「潤滑剤」としてルーティンな政府の行為に関して、(2) 当該国で合法とされており、(3) 製品や役務のデモンストレーションや、プロモーションに関して、合理的な費用支出にとどまる場合には、FCPA 違反となりませんが、これらは非常に厳格に解されているようです。

～以上は、Sheppard, Mullin, Richiter & Hampton LLP 法律事務所のロサンジェルスオフィスのパートナーであるピーターモリス弁護士が、昨年秋大阪で講演してくれた際の資料を基にしています。詳しい資料をごらんになりたい方は苗村までご連絡ください。～

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。